

西周訳『権利争闘論』をめぐる

堅 田 剛

一 幻の「西」訳

『学士匱令氏権利争闘論』が『独逸学協会雑誌』に連載されたのは、明治一九（一八八六）年のことである。同誌は独逸学協会の機関誌であるが、一四年の協会設立にともなう一六年の一〇月に創刊され、以後毎月一五日付で刊行された。『学士匱令氏権利争闘論』が公表されたのは、その第三〇号から三三号まで、日付を記せば一九年の三月一五日から六月一五日にかけてのことであった。

実は「匱令」とは学士ならぬ法学博士イエーリングの漢字表記である。いうまでもなく、ドイツ法学界の巨匠ルドルフ・フォン・イエーリング (Rudolf von Jhering, 1818-92) である。そして「権利争闘論」とは、彼の世界的ベストセラー、『権利のための闘争』(Der Kampf ums Recht) を意味する。要するに、『学士匱令氏権利争闘

論』は『権利のための闘争』の日本語訳なのである。

ふたたび『独逸学協会雑誌』に目をやれば、編者識として「学士區令氏権利争闘論ハ甘寝齋主人ノ訳述ニ係リ」という文章がみえる。⁽¹⁾では訳者の「甘寝齋」とはいったい何者なのか。これも前もって種明かしをしておけば、甘寝(アマネ)齋は西周(文政二—明治三〇/一八二九—一九七)の雅号である。つまり「哲学の父」西周によるイエーリング法学の翻訳、これが『学士區令氏権利争闘論』なのである。西周が哲学の父となった所以、および西とイエーリングの関係については、のちに詳しく紹介する。まずはこの翻訳が公刊された年代に着目しておきたい。

原著『権利のための闘争』は、ウィーン大学での講演をもとに一八七二年にドイツのゲッティンゲンで出版された。これはドイツ語圏のみならず、世界的規模での大ベストセラーとなった。すでにイエーリングの生前に原書は一〇版を数え、さらにヨーロッパのほとんどの言葉に翻訳された。死の前年の九一年に書いた序文において、イエーリングは七四年から九一年までに刊行された外国語訳の一覧を誇らしげに掲げている。それはハンガリー語訳からフランス語訳にいたる二一種類におよぶものであるが、その二〇番目にたった一つ、非ヨーロッパ語への翻訳が含まれている。

“Im Jahre 1886: 20. eine japanische von Nishi, Tokio.” すなわち、一八八六年に東京で公刊された「西」による日本語訳である。⁽²⁾

ところが、この「西」が西周であることは疑いないものの、これまで一八八六年の日本語訳は存在しないという説が広く流布されてきた。イエーリングの明言にもかかわらず、西訳は印刷に付されていないというのである。それは、たとえば日沖憲郎によって次のように断定されている。日沖訳『権利のための闘争』の改訳版序から引用

する。

「終りに本書の邦訳について一言する。イエーリングの序には本書の邦訳として東京、西の日本訳なるものが挙げられている。これは幕末より明治にかけての偉大な先覚者西周の手に成る『学士匡令氏権利争闘論』を指すものであることは疑ひがない。森鷗外の『西周伝』に明治一五年『八月七日より十日に至る、権利争闘論を訳す』とあるのがこれである。その稿本によれば、原書を底本とし傍らフランス訳を参酌したものであるのを知るが、翻訳の存するのは原書の前半だけであって遂に未完に終つてゐる。且つこの稿本は今日まで未だ上木の機を見なかつたのであつて、近く刊行を予定されてゐる『西周全集』中に始めて印刷に附せられる筈である。」

日沖の見解は以下の六点に整理できる。①イエーリングのいう西訳とは『学士匡令氏権利争闘論』のことである、②森鷗外によればこの翻訳は明治一五年八月七日から一〇日にかけて着手された、③それはドイツ語原書を底本としフランス語訳を参照した、④西訳は原書の前半のみで全訳ではない、⑤この翻訳は原稿の段階に留まり印刷されていない、⑥『西周全集』によりそれは初めて印刷に付された、との六点である。

あらかじめ結論を掲げておけば、日沖説のうち、第一の論点は正しいが、第五と第六の点は誤っている。なぜなら『学士匡令氏権利争闘論』は、『独逸学協会雑誌』での連載として、原稿に留まることなくたしかに公刊されたからである。また第二・第三・第四の三点に関しては、立ち入った検証が必要なので、節をあらためて論じることにする。

その前に、全集版の『学士匡令氏権利争闘論』についても簡単に触れておきたい。『西周全集』は大久保利謙の

編集により、昭和三五（一九六〇）年より刊行が開始された。日沖の改訂版序が書かれたのは一六年であったから、だいぶ年数もたっている。そして『学士區令氏権利争闘論』は三年刊行の第二巻に収められた。その際、編者の大久保は、日沖説にも言及しながら、やはり西訳は出版されることがなかったと解説している。

「この翻訳は、前述のごとく未完成で、稿本のまま西家の文書に残されていた。ところが、イエーリングの原本の後版の序文には、各国語訳を列挙して、第二〇番目に一八八六（明治一九年）年には『東京、西の日本訳』とある（岩波文庫版、日沖憲郎氏の訳書に拠る）。これによると明治一九年に西の日本訳が出版されたようになっている。他の列挙は皆恐らく刊行書を指すのであらうから、この年に出版されたように受取られる。しかし、西の文書中には未完の訳稿しかなく、他に刊本をみたこともない。或はイエーリングが伝聞したものか。」

大久保もまた、西の翻訳は訳稿のみで「刊本をみたこともない」という。当のイエーリングが一八八六年の西訳を挙げているにもかかわらず、それは彼の伝聞にすぎないと決めつけるのである。しかしながら、西周の翻訳が、甘寝齋主人の名前で、一八八六年つまり明治一九年の『独逸学協会雑誌』に連載されたことは、厳然たる事実である。明らかに誤解は大久保のほうにあって、イエーリングにはない。

大久保の誤解は、日沖の誤解に依拠している。だが日沖は刊行予定の『西周全集』を信頼したのだから、日沖の誤りは大久保の誤りの結果ともいえる。全集の編者たる大久保が、独逸学協会関連資料に接近することは容易であったはずで、それだけに、『独逸学協会雑誌』所載の西訳に気づかなかったことは、いかにも不可解である。もっとも、大久保は西と独逸学協会の密接な関係自体に、まったくいいほど関心を示してはいないのだ

が。

いずれにせよ、イエーリングの翻訳者と西周の全集編者とが、ともに甘寝齋主人訳『学士匱令氏権利争闘論』の存在を看過したことは重大な過失であった。両者の思い込みが互いに増幅しあって、一八八六年の日本語訳はなかったとの説が、今日では確定してしまったからである。

実際、小林孝輔・広沢民生訳『権利のための闘争』において、小林は、『学士匱令氏権利争闘論』はノートとしてしか残っていない、と大久保説に沿った訳者解説を書いている^⑤。また、イエーリング研究者の山口勉彦も、日沖および大久保の見解と同様、西訳は出版されなかったとしたうえで、『権利のための闘争』の公刊書としての本邦初訳は、明治二七（一八九四）年の宇都宮五郎訳『権利競争論』であるとしている^⑥。

だからといって、日沖憲郎と大久保利謙の先達としての業績を全否定しようとするのではない。ただ甘寝齋主人訳『学士匱令氏権利争闘論』は雑誌に実際に公表されたこと、これこそイエーリングの掲げた日本語訳であったことを、はっきりと指摘しておきたいだけである。

西周訳『学士匱令氏権利争闘論』は、昭和三七（一九六二）年に『西周全集』版としてようやく印刷に付された、ということになっている。しかし、甘寝齋主人訳『学士匱令氏権利争闘論』のほうは、これにはるかに先立つ明治一九（一八八六）年、いまだイエーリングも西も存命中に、『独逸学協会雑誌』版として活字になっていた。西周と甘寝齋が同一人物で二つの翻訳が同一のものであることは、追々確認していくけれども、『学士匱令氏権利争闘論』が全集版によって初めて印刷されたのではないことだけは疑問の余地がない。

イエーリングのいうとおり、一八八六年刊の西訳は現実には存在した。そしてこれは、雑誌所載ながら公にされたとの意味では、『権利のための闘争』の最初の日本語訳であった。しかし日沖もいうように、この翻訳はそれより

早く明治一五(一八八二)年に着手されている。当時その稿本は原稿段階で放置されたが、のちに述べる偶然の出来事によって、それが未完成のままに活字になったのである。したがって、実際の翻訳作業と雑誌発表のあいだには、三年余の時間が流れている。

いったい何故に、西周はイエーリングを翻訳しようと思いついたのか。本来問うべきは、こうした西の内面的動機であるかもしれない。しかしさしあたっては、未完成の放置原稿を何故に明治一九(一八六六)年という時点で公表したのかという、外在的な契機のほうにこそ目を向けておきたい。ここには、独逸学協会を以て、西周とイエーリングをめぐる意外な思想的関係が隠されている。

甘寝齋主人と匿令氏、この同時代を生きた二人の巨人を結ぶ細い糸、次節ではこれを可能なかぎり手繰りよせてみよう。一人のドイツ人の姿がみえるはずである。

二 西周とイエーリング

イエーリングのいう一八八六年の日本語訳が、甘寝齋主人訳『学士匿令氏権利争闘論』であることはまちがいない。イエーリングはこれを「西」(West)訳としたけれども、甘寝(アマネ)齋と西周は同一人物で、これは自明のことだからである。だが念のためにこれを『西周伝』によって確認しておく。著者は森林太郎すなわち鷗外である。森家と西家は親族で、周は鷗外にとって同郷の先輩であった。この縁もあって、鷗外に伝記の執筆が委嘱されたのであった。

さて、西周と甘寝齋の関係であるが、鷗外は伝記の冒頭で、「後又周(アマネ)と通称す。……又天根、甘寝舎、

甘寐齋、甘寝齋等と号するは、周字の訓読に拠るなり」と、あつけないほど明快に記している。

西訳が甘寝齋主人訳として、明治一九（一八八六）年の『独逸学協会雑誌』に発表されたことはくりかえし述べた。また西の翻訳は『学士區令氏権利争闘論』と題して、一五年に着手されたのであつた。それはまもなく中断したと考えられるから、これが未完成のまま数年後に公表されるに際しては、ある特別な事情が介在したと推測することができる。

まず翻訳の時期についてである。日沖憲郎も援用したように、『西周伝』には「（一五年）八月七日より十日に至る、権利争闘論を訳す」としか書かれていない。わずか四日間で翻訳したかのような書き方だが、西周の日記にあればそうではない。

西の明治一五（一八八二）年の日記には、七月二五日の「権利論ヲ訳ス」に始まって、八月を中心に「終日イーリングニ従事ス」とか「終日區令訳」などの記載をへて、それは十月一日の「帰後従訳」までつづいている。余暇をみつづけての仕事ではあるにせよ、西は翻訳に数日ではなく数カ月をかけているのである。ただし、日記と伝記のいずれによっても、この翻訳は同年の十月で中断しており、その後再開された気配はない。

だとすれば、このときの訳稿は三年半も放置されたすえ、明治一九（一八八六）年の三月に突如として甦ったことになる。訳稿は何故この時期に、それも『独逸学協会雑誌』に発表されたのか。

この謎を解くためには、ここであるドイツ人を紹介せねばならない。ゲオルク・ミヒャエリス (Georg Michaelis, 1857-1936) である。「御雇い外人ミヒャエリス」は、明治一八（一八八五）年、独逸学協会学校の教頭としてわが国に招かれた。彼は協会学校でドイツ法学を教えたが、帰国後は政治家となり、第一次大戦中にはドイツ帝国の宰相になった。このミヒャエリスを仲立ちとして、イェーリングと西周とが結びつけられたのである。その経緯を以

下に概観する。

独逸学協会はドイツ學術の移入のため、明治一四(一八八一)年に設立された。発起人はわが国のドイツ学の創始者たちであつて、加藤弘之らとともに西周もその設立会員であつた。同協会は事業の一環として、一六年に『独逸学協会雑誌』を創刊し、同時に独逸学協会学校を開学する。西周はその初代の校長を引き受けた。そして西校長のもと、一八年には協会学校に法律学校としての専修科が設置され、ドイツ法学の専門的教育が企図される。そのための教員として招聘されたのが、ミヒャエリスというわけである。独逸学協会学校の専修科は、帝国大学にドイツ法科が設けられるまでは、日本で唯一のドイツ法学校であつた。

ミヒャエリスはいわゆる法学者ではなく法実務家であつた。ドイツ公使の青木周蔵が日本行きを委嘱したとき、彼はまだ大学を出たばかりの青年判事で、ベルリンの検事局に勤務してゐた。ミヒャエリスのほうは乗り気であつたが、青木は彼に一つの条件を提示した。来日前に博士号を取得することである。独逸学協会学校に送り込む以上は、それなりの箔づけが必要だつたということだろう。ちなみに、青木もまた協会の有力な会員であつた。

こうしてミヒャエリスは早急に学位を得ねばならなくなつた。彼の回顧談を紹介するのは、T・エルヴァインの『ドイツの大学』である。なおこの愉快なエピソードは、潮木守一の同名の著書『ドイツの大学』のなかでも紹介されている。

「青木公使が重くみたのは、彼の祖国に私が法学博士として登場することであつた。私は彼にいった。博士試験はまだ早すぎます、お金の問題がありますから、と。彼がそのための軍資金として博士手数料を上乗せしてくれただけで、私は博士試験を受けるべくゲッティンゲンに急いだ。ゲッティンゲンを選んだのは、フォン・イエーリ

ング教授がその法学部長であり、試験委員会の委員長であったからだ。そして、彼なら私の特殊事情に格別の理解をもってくれるものと、確信していたからである。イエーリングには、自分の著作ができるだけ多くの外国語に翻訳されたいという弱みがあり、日本語訳が得られることは格別の魅力であった。はたして、渡りをつけるには好都合とばかりに私の派遣を喜び、彼は私のことを大きな心で受け入れてくれた。¹⁰⁾

日本に行きたいミヒャエリスと、日本語訳を得たいイエーリング、二人の利害はここに一致した。博士号と日本語訳とはそのとき取り引されたのである。実際、ミヒャエリスはイエーリングの「格別の理解」によって、簡単な口頭試問だけでめでたく法学博士となった。それと引き換えに、ミヒャエリスは日本語訳の斡旋を約束したのだ。ここにいう日本語訳が、『権利のための闘争』のそれであったことはまちがいない。¹¹⁾ ミヒャエリスは、青木周蔵をつうじて、あらかじめ西の訳業を知らされていたのだろうか。

以上が一八八五年時点でのイエーリング側の事情である。法学博士ミヒャエリスはこの年の秋、無事日本に赴任した。その翌年つまり明治一九（一八八六）年のことであるが、二月一八日の西周日記には、「匱会氏訳書を探し出し、益森に状を認置ク」という記述がみられる。いうまでもないと思うが、匱会氏とはイエーリングである。西はこの日篋底から訳稿を取り出し、協会学校事務長の益森英亮に託した。¹²⁾ 甘寝齋主人訳『学士匱会氏権利争闘論』が『独逸学協会雑誌』に連載されたのは、それからまもない三月一五日のことであった。

次に西周側の事情である。すでに述べたように、彼は『学士匱会氏権利争闘論』を明治一五（一八八二）年に半分ほど翻訳したまま放置していた。ということは、この訳業はイエーリングやミヒャエリスの依頼によって始められたものではない。けれども、彼らにとって幸運なことに、日本には訳稿がすでに用意されていた。それもミヒャ

エリスの赴任先の校長によってという、嘘のような話である。これはまったくの偶然である。だがよく考えてみれば、西周においても、『権利のための闘争』を邦訳するそれなりの必然性があつたはずだ。

この問題を説明するうえで、糸口になるのはやはり大久保利謙の所見である。彼は西周が『権利のための闘争』を翻訳した理由には直接触れずに、彼が用いた原書の入手方法に着目している。これについての資料が、山県有朋による西周あての書簡である。山県は兵部省における西の上司であつた。

「尚英蘭書申遣候得共、仏訳耳致到来候

御清穆奉敬賀候、扱過日御談有之様権利争闘書歐羅巴に申遣し候処、仏蘭西文之訳書昨日到来致候間、即巻本差出申候、御一読相願候、猶原書御参照までニ併而差出置候 草々頓首 有朋

七月四日

西老先生 机下⁽¹³⁾

西周が山県有朋に対して、「権利争闘書」つまり『権利のための闘争』の英語・オランダ語・フランス語の訳本の入手を依頼したところ、山県のもとにフランス語訳が到着したのでドイツ語の原書ともども提供する、という内容の手紙である。残念ながら日付の「七月四日」が何年のものかは不明だ。西が翻訳に着手したのは明治一五（一八八二）年の夏であるから、原書を受け取ってただちに翻訳を始めたとすれば、一五年の七月であってもおかしくはない。ところが、大久保は書風から一四年説を示唆している。⁽¹⁴⁾

どちらでも大差はないようだが、大久保とは別の角度から検討する。まずは西が依頼した英語訳等の出版時期で

ある。イエーリング本人が作成した『権利のための闘争』の翻訳一覧をみると、オランダ語訳とフランス語訳は一八七四年の出版であり、英語訳は一八七九年と八一年にアメリカとイギリスから出たことがわかる。したがって、明治一四年つまり一八八一年までにはこれらの版はほぼ出そろっているのので、山県書簡を明治一四年としても一応の説明はつく。しかし、実際の書物の手配となると、山県の線で外交ルートを使ったとしても、当時のことゆえ半年から一年はかかるとみておかねばなるまい。

仮りに、明治一四（一八八一）年の夏ごろ山県に原書を依頼し、それが翌一五年の七月に届いたので、西はこれを受け取ってまもなく翻訳を開始した、としたらどうだろうか。日記中の「終日匪令訳」などの表現からは、待ちに待った原書がようやく届いたので暑さをいとわず訳業に没頭した、という気負いが伝わってはこないだろうか。

大久保のように、原書の到着を一四年とすると、翻訳を始めるまでの無為の一年間が説明できなくなる。山県書簡は一五年の七月四日付としたほうが自然である。¹⁵⁾

ここにはもちろん、西が翻訳を思い立ったのは明治一四（一八八一）年であった、という大前提がある。こう考へたいのは、この年が独逸学協会の旗揚げの年であったからだ。西周はもとより、前に言及した青木周蔵もあとで論じる加藤博之も、そして中心的存在ではないにせよ山県有朋も、彼らはそろって独逸学協会の会員であったことを想起すべきである。協会の発足を機にした彼らの同志的交わりのなかで、イエーリングを含んだドイツ書の翻訳について、一種の共同謀議がなされたことは充分にありうる。

共同謀議とは穏やかではないが、明治一四（一八八一）年は政変の年である。政治的には、大隈重信とこれに同調する福沢諭吉系の官僚が政府中枢から放逐され、伊藤博文や井上馨が政府内の実権を握った。また十年後を期して、国会の開設とこれに先立つ憲法の制定が日程に登った。これと前後して、イギリスやフランスの啓蒙主義を奉

じる民権派に抗すべく、ドイツ的な国権派が台頭してきた。さらに学界に目をやれば、大学総理の加藤弘之のもと、穂積陳重が法学部にドイツ法学を導入しようとしていた。こうした一四年の出来事の渦中に、独逸学協会は産み落とされたのである。ちなみに、伊藤も井上も穂積もみな協会の会員であったことを付け加えておく。

とはいえ、ドイツ学勃興の環境は整ったにしても、数あるドイツ書のうちイエーリングの『権利のための闘争』が選ばれた理由はなんだったのか。ある意味でこの問いに答えるのは簡単である。それは『権利のための闘争』が欧米の大ベストセラーで、しかも百頁足らずの手ごろな本だったからだ。翻訳の場合、それが今も変わらぬ大きな動機である。だがなぜベストセラーになったかといえは、それは主として「権利のための闘争」(Der Kampf ums Recht) という標題の魅力によるところが大きかった。この標題はただちに「生存のための競争」(Der Kampf ums Dasein) を連想させる。要するに『権利のための闘争』は、法ないし権利をめぐる進化論的著作として、広く受け入れられたのであった。

翻訳者の西周の側からすれば、『学士區令氏権利争闘論』はドイツ法学の一環として訳されたのであって、ここにみられる進化論的発想も、イギリスというよりはドイツ流に変容した進化の哲学である。もっとも、ドイツとイギリスを無理やり引き離す必要はないかもしれない。西を支えた明治政府にとって、闘争すべき主要な敵がフランス流の民権論やフランス法学であったかぎりで、ドイツ派とイギリス派とは共闘の余地があったともいえる。いずれフランス法派とドイツイギリス法派とは、法典の編纂に関して一大論争を起こすはずである。明治一四年の政変の年、また独逸学協会の発足した年は、権利と法をめぐるそうした闘争の幕を切って落とした。

甘寝斎主人は西周であった。その『学士區令氏権利争闘論』は、具体的にはどのように翻訳されたのか。少しばかり内容に立ち入ってみよう。

三 独逸学協会雑誌版『権利争闘論』

甘寝齋主人訳『学士匱令氏権利争闘論』は明治一九（一八八六）年刊の『独逸学協会雑誌』において初めて公表された。イェーリングのいう「西」(West)訳である。それは四回にわたって連載された。すなわち、第三〇号（三月一五日付）、第三一号（四月一五日付）、第三二号（五月一五日付）、そして第三三号（六月一五日付）である。いずれも巻頭論文として扱われている。

まず第三〇号であるが、訳文の掲載に際して雑誌編者による次の一文が掲げられた。

「学士匱令氏権利争闘論ハ甘寝齋主人ノ記述ニ係リ其尚白割記ノ一篇ハ訳稿ノ首ニ叙セラレタルモノナレハ併セテ此ニ録シ以テ読者ノ参看ニ供ス
編者識¹⁶」

『独逸学協会雑誌』には、甘寝齋主人による論文『尚白割記』と訳文『学士匱令氏権利争闘論』が、《学士匱令氏権利争闘論》なる共通の標題のもとに併せて印刷された。これはもとの稿本に「一尚白割記、一学士匱令氏権利争闘論」と明記した表紙が付いていたためで、甘寝齋こと西周自身がこの二つを連続するものとしてまとめたことによる。

割記とは読書ノートのようなものであるが、『尚白割記』が訳者序文として書かれたならばとくに問題はない。だがここには『権利のための闘争』はおろか、イェーリングについての言及さえみられない。原稿は明治一五（一

八八二)年三月の起稿であるから、『権利のための闘争』の翻訳が同年の夏になされたとはいえ、時期的な関係からも序文とみるのはむずかしい。

『尚白割記』は「凡ソ百科ノ學術ニ於テハ統一ノ観有ル事緊要タル可シ」で始まり、その論旨は一言でいえば諸学問の統一の提唱である。西周によれば、「心理ト物理」つまり精神界と自然界を統合的に論じるには各々の「理」を解さねばならず、これこそが「哲学」の任務なのである。¹⁸⁾そこはアリストテレスやニュートンの舞台であって、いまだイエーリングの出番はない。この意味で『尚白割記』は訳者序文というより、明治七(一八七四)年刊の『百一新論』を受けた、西周の独自の哲学論とみなすべきである。『百一新論』もまた「百教一致」のための「哲学」の勧めであったからだ。

けれども、そもそも功利主義者イエーリングは、進化論の影響を受けつつ、法学の領域に自然の法則を採り入れようとしたのではなかったか。だとすれば、『百一新論』と『尚白割記』の延長線上に『学士匯令氏権利争闘論』を並べてみることもあながち根拠のないことではない。『尚白割記』をなおも『権利のための闘争』の序文とみるならば、そこには西周における「哲学」観とイエーリング理解が介在しているはずである。

さて『学士匯令氏権利争闘論』の本文はこのあとにつづく。念のために付け加えるが、『独逸学協会雑誌』に発表された訳文は『西周全集』第二巻所載の訳稿とほぼ同じである。厳密にみれば後者には欄外注や別稿なども採録されているが、そうした付随物は原稿を活字にする段階で取り除かれた。なお、雑誌掲載以後に西が手を加えた痕跡もない。

また西が翻訳の底本としたのがどの版かは明示されていないものの、内容からして一八七四年発行の第四版であったと思われる。²⁰⁾今日流布しているのは女婿エーレンベルクによる第十一版(一八九四年)であるが、これは七

二年の初版はもとより、第四版ともかなり異なっている。

エーレンベルク版と西の底本とのちがいは、すでに冒頭の有名な一節において現われる。すなわち、エーレンベルク版の「権利の目的は平和であり、そのための手段は闘争である」(Das Ziel des Rechts ist der Friede, das Mittel dazu der Kampf.)という文章が、西の底本では第一段落の終わり近くで「平和と権利ノ目的トナリ争闘ハ権利ノ方便トナリテ」(der Friede als das Ziel, der Kampf als das Mittel des Rechts)と表現される、といった具合である。²¹新しい版のほうが総じて威勢がいいものの、ここは『権利のための闘争』を煽動の書として読む場ではないので、ただその相違のみを指摘しておく。

原書と照合すればわかるけれども、西の訳は逐語的であって、その意味できわめて正確である。このことは翻訳がフランス語や英語からの重訳ではなく、直接にドイツ語からなされたことを示唆する。山県有朋に依頼したフランス語訳などを参照したとしても、基本はドイツ語からの翻訳であった。

『独逸学協会雑誌』に載った甘寝斎主人訳『学士匱令氏権利争闘論』と、ドイツ語原書第四版との対応関係を表にまとめると次頁の表のようになる。原書には版のいかんを問わず章分けがなされておらず、ところどころに短かい横線が挿入されているだけなので、参考までにレイラーの英語訳にしたがって各章の標題を掲げておいた。²²

みられるように、『独逸学協会雑誌』の第三〇号掲載分は、英語訳の章分けにしたがえば第一章「法の起源」に対応する。同様にして、第三一号掲載分は、第二章「法の生命としての闘争」と、第三章「権利が侵害された者の自分自身に対する義務としての権利のための闘争」の前半部である。また第三二号掲載分は、第三章の後半部に該当する。そして最後の第三三号掲載分は、第四章「社会に対する義務としての権利の主張」の途中で終わっている。原書でいえば五八頁の七行目にあたる。したがって、第四章の残り、第五章「国民生活における権利のため

独逸学協会雑誌	原書第四版	英語訳章分け
第30号 12—37頁	1—14頁	第1章 法の起源
第31号 1—13頁 13—31頁	14—20頁 20—30頁	第2章 法の生命としての闘争 第3章 権利が侵害された者の自分自身に対する義務としての権利のための闘争
第32号 1—31頁	30—46頁	第3章 (続)
第33号 1—24頁	46—58頁	第4章 社会に対する義務としての権利の主張
— — —	58—65頁	第4章 (続)
— — —	65—73頁	第5章 国民生活における権利のための闘争の重要性
— — —	73—96頁	第6章 現代ローマ法と権利のための闘争

の闘争の重要性」、および第六章「現代ローマ法と権利のための闘争」の部分は訳出されていない。

原書は本文が九六頁の本であるから、甘寝齋主人こと西周の翻訳はおよそ六割方まで進んで中断したことになる。『独逸学協会雑誌』第三三号は、訳文のあとに「此篇未タ完カラズト雖以下訳稿ノ成ラサル所アルカ為暫ク今回ニ止ムベシ読者之ヲ諒セヨ」との編者の言葉を掲げた²³⁾。だがこの連載はついに再開されなかった。

西の訳は六割まで進んだといった。その中断した箇所は、シェイクスピアの『ヴェニスの商人』中の、いわゆる「人肉裁判」に言及した部分である。最後の一節を引用してみよう。

「是悪ヲ悪ミ報復ヲ思フノ意ニシテ安敦尼〔アントーニオ〕ノ復〔腹?〕ニ就テ一片肉ヲ切り去ラント思祿〔シャイロック〕ヲ裁判ニ遣ハシタル者は是ニシテ詩家思祿ノ白説トナセル言ハ其唇上ヨリ発シタルモ他人ノ唇ヨリ発スルモ同シク真ナリトス是傷害ヲ受ケタル権利情操ニ於テハ処ヲ撰ハス必言句ニ発スルノ辞ニシテ権利ハ権利タラサルコトヲ得サルノ心証ノ揺ス可ラサルノ力ナリトス」²⁴⁾

イエーリングがシャイロックの言い分を紹介するところで、西周は筆を擱いた。その理由はわからない。もとの文章を途中まで訳しながら唐突に終わっていることからすれば、彼になお翻訳続行の意思があったことだけはたしかなのだが。

ところで西が筆を止めたこの個所は、まさに『権利のための闘争』の山場にさしかかる地点であった。残念ながら西の訳はないが、イエーリングはその直後に、シャイロックの言葉「私は法律を要求します」(ich fordre das Gesetz)を掲げている。そしてこの四つの言葉こそが、主観的意味の法と客観的意味の法、換言すれば「権利」(Recht)と「法律」(Gesetz)の真の関係と、ひいては〈権利のための闘争〉の意義をこのうえないほどに示しているとする。イエーリングにとつて、シャイロックあるいはシェイクスピアは、最高の「法哲学者」である。²⁸⁾

シャイロック賛美のゆえか、『権利のための闘争』のこの個所は当然ながら法哲学的な議論を引き起こした。これに応じてイエーリングも、のちの版の序文で自説の弁明を試みている。²⁹⁾それは彼の法学そのものの重大な転換にも関わることであった。

しかしながら、ここはイエーリング法学を内在的に考察する場ではない。それよりも視点を転じて、西周の用いた訳語について検討することにした。とはいってもそれを逐一おこなうわけにもいかないので、思い切って三つの訳語だけに注目する。すなわち、〈権利〉〈争闘〉〈哲学〉の三つである。『権利のための闘争』をすなおに権利をめぐる闘争の哲学として読むかぎり、これだけで当面の用は足りるはずである。それも西の〈権利〉観を中心にせざるをえない。彼のいう〈争闘〉も〈哲学〉も、〈権利〉のなかに集約されているからである。

まず〈権利〉であるが、西の場合これはドイツ語の "Recht" の訳語であって、英語の "right" を訳したものである。なぜ余計な念押しをするかという点、英語の "right" と "law" は「正義」と「法律」のように対立的

な概念であるが、ドイツ語の“Recht”では両者はむしろ融合しているからである。〈権利〉の語について語るとき、その使用者が英語とドイツ語のどちらの発想に立っているかを意識しておかないと、無用の混乱を招くことになる。

たとえば柳文章は、『翻訳語成立事情』において権利の「権」と権力の「権」を比較しながら、まさに西周の翻訳上のずれと矛盾を次のように批判する。

「かつて幕末—明治初期の頃、西周らによって、*Recht* がまず公法上の意味で紹介されたこともあって、その後、訳語として定着した『権』ということばは、後の民『権』運動にも、おそらく意外に深い影響を与えていた、と私は考える。民権家たちは、政府の『権』に対して、自分たちもまた、本質的にはそれと等しい『権』を求めた。たとえば、民権家たちの求めたのは、まず参政権など政治にあずかる『権』であった。基本的な『権』のような『権』はあまり問題にされなかった。」

ここには公権と私権、国権と民権の対立をめぐる、明治以来の諸問題が凝縮されている。この錯綜を解きほぐすためにも、まずは言葉にこだわってみたい。柳父の見方は、“*Recht*”の訳語は福沢諭吉のように「通義」（正義）とするべきで、西周のごとく「権利」とすべきではなかった、ということにつきよう。というのも、「権」は本質的に力（*power*）であって義（*right*）ではないからである。

しかし西周のいう〈権利〉は、本来ドイツ語の“*Recht*”やオランダ語の“*recht*”であって、英語の“*right*”ではない。それは彼の留学先や独逸学協会との関係をみれば容易にわかることである。福沢は自由と権利を結びつ

けたが、それはあくまでも英語的な解釈にすぎまい。あえていえば、「Recht」(recht) はむしろ自由の規律なのであって、実力としての「Gesetz」に転化することでようやく現実性を獲得する性格のものである。

だが本当をいえば、「right」でさえ力と無縁ではない。英語使いの福沢論吉もこのことに気づいていた。奇しくも西との論争に際して、福沢は「権力ハ正理ノ源ナリ」(power is right) の諺を引いて力が正義になる局面を認めている。だとすれば「権利は力」(right is might) というもう一つの諺にも目を向けておこう。ここに現われるのは、right || power (might) という人間世界の厳然たる等式である。〈権利〉なる術語は、英語の立場からしてもなかなか含蓄のある訳語なのである。

もちろんイェーリングにとつても、権利は力 (Recht ist Macht) であった。『権利のための闘争』には正義の女神ユステティアが登場する。その場面を西周の訳によって掲げる。

「権利ナル者ハ絶エテ論理上ノ理会ニ非ラスシテ実力上ノ理会ナリ是ヲ以テ正義の人ハ其片手ニ権利ヲ称称スル権衡ヲ持シ他ノ片手ニ其権利ヲ固守スルノ剣ヲ持ス権衡無キ剣ハ暴粗ナル威力トシ剣無キ権衡ハ微弱ナル権利トス此兩者ハ交互ニ用ヲ相成ス者ニシテ正義ヲ以テ剣ヲ使用スル実力アリ正義ヲ以テ権衡ヲ固守スルノ能力有リテ両力平均スル所ノ処ナラテハ完全ナル権利ノ情状ハ行ハレサルナリ」⁽²⁸⁾

「権利ナル者」(法||正義の女神 die Gerechtigkeit) は、一方の手に「権衡」(秤)を、他方の手に「剣」を持つている。それぞれ公平と強制の象徴だ。そしてこの両者が釣り合って、ようやく「完全ナル権利ノ情状」が実現する。イェーリングにとつても〈権利〉とは正義であり公平ではあるが、しかし同時に「力」のバランスの問題

なのである。「権」は「劍」につうじる、というわけだ。³⁰⁾

前にも触れたが、イエーリングは『権利のための闘争』において、「Recht」の主観的な意味と客観的な意味を区別している。³¹⁾ヘーゲル風というならば、主観的なRechtはいまだ抽象的な「権利」であり、客観的なRechtとは実定化された具体的「法律」のことである。つまり主観的なRechtの主張は、客観的なRechtたる“Gesetz”の定立によってようやく現実的なものとなる。だからこそ法廷でシャイロックはいった。「私は法律を要求します」と。

“Recht”の両義性は翻訳者の悩みの種である。とくに“Recht”をめぐる闘争が主題の書物を訳すにあたって、翻訳者はまず標題の訳語からして迷わざるをえない。「権利」のための闘争とするか「法」のための闘争とするか。あるいは「権利法」のための闘争と訳すべきなのか。³²⁾だが「権利」のみならず「法」もまた曖昧な言葉なのだから、この迷いは堂々めぐりの徒勞に帰すしかない。これに対して、西周は迷わず「権利」を選択した。それは必ずしも西の理解が不充分だったためではあるまい。そうではなく、彼は「権利」という言葉に、あらかじめ客観的な“Recht”の意味を仕込んでいたのではあるまいか。

西周によれば、客観的な“Recht”に対応するのは「力」と重なり合うからだ。では残った「利」とはなにかといえば、これはざるとにかかわらず、「権」の文字は「力」と重なり合うからだ。では残った「利」とはなにかといえば、これは利益の利、利害の利、なによりも功利の利である。イエーリングが功利主義の影響を受けたこと、そして西周がジョン・ステュアート・ミルの翻訳者で、その“Utilitarianism”を『利学』と題して、明治一〇(一八七七)年に刊行したことを忘れてはならない。もし「利」が主観的な“Recht”に対応するならば、主観と客観の両義的意味をもつ“Recht”の訳語として、〈権―利〉という述語は最高の適訳だということになる。

つぎに“Kampf”の訳語としての〈争闘〉（闘争）についても簡単にみておく。これも「力」との関係で、当事者の生存を賭けた闘争と考えたほうがよい。西のいう〈争闘〉とは、私人間の紛争、市民と国家との政争、国家間の戦争のすべてを含む包括的な概念である。またイエーリングの場合、「権利のための闘争」(Der Kampf ums Recht)なる表現がダーウインの「生存のための競争」(Der Kampf ums Dasein)に由来することもつとに指摘されてきた。³³このことは加藤弘之との関連でのちにみる。

本節の最後に〈哲学〉について再度言及しておこう。よくいわれるようにこの術語は西周がはじめて用いたもので、ドイツ語でいえば“Philosophie”の訳語である。西を「哲学の父」と呼ぶゆえんである。たとえば『百一新論』によれば、〈哲学〉は物理と心理をつうじてあらゆる学問を統べる知の形であった。『権利のための闘争』には〈哲学〉が主題的に現われることはないが、しかし自然界の生存競争との連想のもとにそれを読めば、権利をめぐる人間界の闘争も生をかけた力の闘いである。西は『学士區令氏権利争闘論』と『尚白節記』を組み合わせることで、物理と心理をつうじる「理」を教えようとしたのだろうか。彼にとって「理」とは「事物の際夕に具はる直路(スヂ)」であった。³⁴

そうした「理」のありかたこそが西周の〈哲学〉であった。これをイギリス起源の功利主義とみるか進化論とみるか、それともドイツ独自の歴史哲学と解するかはむずかしいところだ。だが、西の〈哲学〉が、イエーリング本人はもとより、加藤弘之や穂積陳重とも共通する〈哲学〉であったことはまちがいない。

四 西周・加藤弘之・穂積陳重

『学士匪令氏権利争闘論』の訳者「甘寝齋主人」は、西周の雅号であった。このことにはまったく疑いの余地がない。けれども、甘寝齋となりうる人物は西周のほかにもいた。しかも彼の身近に二人、加藤弘之（天保七―大正五／一八三六―一九一六）と穂積陳重（安政三―大正一五／一八五六―一九二六）である。西が表の甘寝齋だとすれば、加藤と穂積は裏の甘寝齋であった。妙なことをいうようだが、『権利のための闘争』の本邦初訳は、加藤によつてなされても穂積によつてなされても、なんの不思議もなかったのである。

西と加藤と穂積、彼ら三人の甘寝齋は互いに密接に関わり、それぞれの立場でイェーリングに深い関心を寄せていた。あらかじめその概略を示しておこう。

この三人がそろって独逸学協会の会員であったことは前に述べた。とくに西周と加藤弘之はその中心的な存在で、西は協会学校の初代校長であり、加藤は三代目の校長であった。そもそもこの二人は幕末の著書調所時代からの同僚であり、明六社の社員をへて、ともに協会に参画したのであった。西の留学先はオランダであったし、加藤もイギリス啓蒙主義の洗礼を受けてはいるが、彼らは独逸学協会の活動をつうじてドイツ学の紹介と教育に尽力した。また穂積は彼らほど熱心な会員ではなかったが、草創期の東京大学の法学部長として、加藤とともにドイツ法学の導入に貢献した。加藤は東京大学総理であったから、穂積にとっては上司にあたる³⁵。

こうした一連の出来事はすべて明治一四（一八八一）年に起きている。すなわち、この年の六月に穂積がドイツから帰国し、七月に加藤が東京大学の総理となり、九月に西や加藤らが独逸学協会を設立した。明治一四年の政変

で記憶されるこの年は、ドイツ学移入の本格的な開始の年であった。

さて、三人の甘寝齋とイエーリングとの思想的な関わりである。西周についてはこれまで論じてきたので、以下では他の二人に即して考察することとする。とくに彼らの主著とイエーリングの関係をみてみよう。主著とは、加藤弘之の『強者の権利の競争』と、穂積陳重の『法律進化論』である。この二つの著作は、いずれも根底的なところでイエーリングと深くつながっている。

加藤の『強者の権利の競争』がイエーリングの『権利のための闘争』を踏まえたものであることは、すでにその標題からして明らかである。念のためにドイツ語の標題を示せば、『権利のための闘争』は“Der Kampf ums Recht”であり、『強者の権利の競争』は“Der Kampf ums Recht des Stärkeren”であった。こうした明瞭な類似が偶然であるはずがない。両者のあいだにはたしかに思想的な影響関係がみられる。実際、加藤は『強者の権利の競争』において、「あいらんぐ」つまりイエーリングにつき、次のように言及している。

「あいらんぐモ亦強者ノ権利ヲ是認セリ其大意ニ曰ク凡ソ吾人カ得有スル所ノ権利ハ一モ其源ヲ権力ニ発セサルモノハアラサルナリ故ニ其因テ起レル所ヲ探究スレハ悉ク暴力タルヲ免レサルモノナリ然ルニ文明国ニアリテハ其暴力ノ痕跡既ニ絶ヘタルカ故ニ吾人ノ祖先カ暴力ノ競争ニ於テ汗ト血トヲ以テ得タル所ノ権利ヲ誤テ全ク神ヨリ賦与セラレタルモノ、如ク考フルニ至リタルナリト又曰ク強者カ其力ヲ以テ弱者ヲ倒スハ是レ動物界ノ有様ナリ劣弱者モ亦優強者ト共ニ相生存スルヲ得ルハ人類界ノ有様ナリ但シ吾人モ亦其本源ニ溯レハ全ク動物の生存ヲナセシコト敢テ疑フヘカラスト雖独リ吾人ハ此ノ如キ鄙野ナル有様ニ於テ止マラスシテ能ク漸次ノ進歩発達ヲ遂クルコトヲ得タルナリト又同氏ノ説ニ拠レハ吾人ノ権利ナルモノハ古来社会ノ優強者カ自己ノ権力ヲ妄ニ拡張

セントシテ其事却テ自己ニ不利ナルヲ悟リシカハ己ムコトヲ得ス自ラ自己ノ權力ノ制限ヲナセシヨリ茲ニ始メテ吾人ノ權利ナルモノカ生シタルコトナレハ權利ト權力トハ本来決シテ水炭相容レサルモノニアラス却テ權利ハ全ク權力ヨリ生シタルモノナリト云ヘリ」³⁶⁾

引用が長くなつたが、加藤がイエーリングの説として紹介するのは、『法における目的』(一八七七年)のなかの権利発生論である。³⁷⁾それは要するに、「権利」は「權力」より発生した、という理論であつた。加藤はこれを独自の「強者の権利」説を補強するために用いる。加藤によれば、権利は神から賦与されるものではなく、もっぱら強者と弱者の生存競争の結果にすぎない。

権利と權力の同一性は、また西周の信奉するところでもあつた。動物界と人間界の並行性の論理も、西のいう物理と心理の関係につうじる。ただし、西はイエーリングの『権利のための闘争』を翻訳するに留まつたが、加藤は『法における目的』まで視野に入れて権利||權力説を強化し、天賦人權説からの脱却を試みた。このことはイエーリング自身にみられる権利論の深化とも対応している。『法における目的』(Zweck im Recht)は、この意味においてまずは「へ権利」における目的」として読まれるべきである。この著作は『権利のための闘争』の増補改訂版たる性格を有するからである。

一方、加藤の『強者の権利の競争』には、ドイツ語版と日本語版がある。最初にドイツ語版が明治二六(一八九三)年の五月に出版され、次いで日本語版が同年十一月に出版された。いずれも東京での刊行であつたが、翌年の六月にはあらためてベルリンでドイツ語版が出された。そのためこの書物は、加藤弘之の名前とともにドイツの学界に知られることになる。たとえば、『マイヤー大百科事典』の加藤弘之の項目では、『強者の権利の競争』が「進

化論的社會学』の書として紹介された。³³また新カント派の法哲学者シュタムラーは、『近代における法と國家の理論』の第十二章「強者の権利」のなかで『強者の権利の競争』を取り上げ、次のように要約した。

「加藤の『強者の権利の競争』（一八九四）は、いたる所に競争あり、という。もちろん社會においてもだ。『権利』なるものは、弱者が屈服して強者の權力を容認するか、同等の強者が互いに容認しあうことから生じる。このことは國家の内部にも見出されるし、同様にして國家間にも見出される。」³⁴

シュタムラーの紹介はこれだけで、それも加藤の理論を肯定的に受け入れたものではない。しかしながら、十九世紀末の「強者の権利」論の代表として加藤の著書が掲げられた意義は大きい。というのも、『権利のための闘争』は西周によってわが国に導入され、加藤の『強者の権利の競争』となってドイツに還流したわけで、その間にわが国における権利論の展開過程を見出すことができるからだ。

ここにいう権利論の発展とは、これまで示唆してきたように、いわゆる天賦人權説から権利＝權力説への展開のことである。加藤弘之は『強者の権利の競争』に先立って、明治一五（一八八二）年に『人權新説』を発表した。これ以前の加藤はむしろわが国における天賦人權論の主導者であり、この立場から『真政大意』や『国体新論』を著していた。ところが、一四年の十一月に突如新聞広告を出し、自己批判をおこなってこの両著を絶版にしてしま³⁵う。そして新たな進化論的人權説として、『人權新説』を著したのであった。加藤のいわゆる「転向」である。

この「転向」にもイェーリングの影響が認められる。加藤は『人權新説』において、なおも天賦人權を唱える「俗儒」、要するに民權論者を厳しく批判した。俗儒たるゆえんは、彼らが権利と權力とを相反するものとし、「權

利ハ造化授与スル所ノ正物ニシテ權力ハ人世ニ生産スル所ノ悪物ナリトスル」からにはほかならない。⁴¹⁾ ここには『法における目的』のなかの権利Ⅱ権力説を踏まえて、自由民権運動を権力闘争と規定する政治学者の冷徹なまなざしがある。このまなざしが見据えた果てに『強者の権利の競争』があった。

ところで、進化論的人権説といえば、ただちに穂積陳重の『法律進化論』が連想されよう。穂積は最初イギリスに留学して、ダーウィンやスペンサーの進化論の隆盛をまのあたりにした。そのときから進化論に立脚した法学を構築することが、彼の一生の仕事となったのである。だが著作としての『法律進化論』は未完の大著であって、全十二冊の刊行予定に対して彼の手で公にされたのは大正一三(一九二四)年刊行の二冊にすぎない。それも穂積の最晩年のことである。このこともあって、イェーリングとの関係を見出すのは必ずしも容易でない。具体的には既刊の第一冊ではたった一個所、それもシュタムラーの新自然法論の枠組みのなかで、後期イェーリングの権利Ⅱ利益説が言及されているばかりである。⁴²⁾

にもかかわらず、穂積の場合も、『権利のための闘争』との因縁はけっして浅からぬものがあつた。それは宇都宮五郎訳『権利競争論』との関わりとして指摘できる。この翻訳はイェーリングの没後一年の明治二六(一八九三)年に自費出版され、翌二七年にあらためて哲学書院より刊行されたものであるが、刊行書としては、従来これが『権利のための闘争』の本邦初訳だといわれてきた。しかし雑誌掲載の形態ではあれ、西周訳こそ本邦初訳であつたことはこれまでの論述から明らかである。単行本としては宇都宮訳が最初であつたものの、これは英語版からの重訳であつて、西訳のようにドイツ語原書によるものでもなかつた。だがそれよりも、宇都宮に翻訳を勧めたのは穂積であつたという事実を指摘しておきたい。

穂積重遠の証言によれば、宇都宮は穂積家の遠縁で陳重の弟子でもあつた。陳重は『権利競争論』の翻訳から出

版にいたるまで援助を惜しまなかったようで、哲学書院版の凡例には、彼が訳者に参考書を貸したり教示を与えた旨が記されている。⁴³ そのうえで陳重は以下のような序文を寄せた。

「余嘗て謂へらく、法律は義務本位に始り権利本位に進む、是れ法律進化の通則なりと。故に吾国の法律古來義務ありて権利なし、吾国民義務の觀念ありて権利の觀念なし。乃ち権利の字義に至りても、往日和漢の所謂權利なるものは、今日の所謂權利に非ず。今の權利は正当の利を指して之を言ひ、古の權利は不正の權不義の利を指して之を言ふ。其意義迥然相殊なる此の如し、而して權利に付するに今日の意義を以てせるは、僅々二十年以還の事に係る。近日制度觀を改め、法律面目を新にし、吾法典の若き、実に權利を以て其本位と為すに至れり。然れども、是殆んど専攻家の知る所たるに過ぎず。夫の滔々たる世俗に至ては、豈能く權利の何物たるを解せむや。」⁴⁴

穂積陳重は、もはや加藤弘之のように權利||權力説を無批判に信奉してはいない。⁴⁵ 穂積は義務本位の法律から權利本位の法律への進展を「法律進化の通則」とみている。〈權利〉の意義についても、「不正の權」から「正当の利」への修正を試みている。いわば權利||利益説を提唱するのである。だがこれを天賦人權説への先祖返りと捉えてはならない。彼の立脚点はいくまでも歴史的变化にあって、超歴史的な正義論にくみするものではなかったからである。しかも穂積は民法典の編纂者である。その權利觀はおのずから憲法的ないしは政治的なそれとは異ならざるをえない。

翻訳の経緯からいって、穂積陳重は『權利競争論』のいわば監訳者であった。加藤弘之の『強者の權利の競争』はその前年の明治二六（一八九三）年刊であるから、二つの書物はほぼ時期を同じくして現われたことになる。西

周とともに、加藤も穂積も甘寝斎たりえたというのは、こういうことである。さらに進んで、イエーリング著『権利のための闘争』を翻訳するにあたって、彼ら三人のあいだになんらかの連携があった可能性すら否定できない。いったい宇都宮の翻訳に際して穂積が貸与した「参考書」とはなんだったのか。まったく想像ではあるけれど、それは甘寝斎主人訳の『学士區令氏権利争闘論』ではなかっただろうか。既存の日本語訳はこれしかなかったのだし、穂積はこれを『独逸学協会雑誌』によって、当然知っていただろうからである。さらに、宇都宮訳に付した穂積の序文には、「抑も此書を訳出せんと欲せし者、余が友僚中従来既に一両輩あり」という一節がある。この二人の知友はいずれも翻訳を途中で投げ出したようだが、これも西と加藤の二人の先輩を指しているとしたら面白い。それは措くとしても、『権利のための闘争』をめぐる、西周の哲学、加藤弘之の政治学、穂積陳重の法学が三者三様に組み組んだことは確実である。イエーリングのこの本は、まさしく法（権利）と政治（闘争）の哲学であった。西周こと甘寝斎の訳した『学士區令氏権利争闘論』は、なによりも標題においてそのことを物語っている。

蛇足ながら最後に一言。甘寝斎主人訳『学士區令氏権利争闘論』と同じ明治一九（一八八六）年に、磯部四郎訳の『法理原論』が出版された。これはイエーリング『ローマ法の精神』のフランス語訳からの重訳であった。磯部が訳書をゲッティンゲンのイエーリングあてに送ったところ、彼から丁重な礼状が送られてきたという。⁴⁶ そのなかに気になる文章がある。すなわち、磯部の訳によれば、「是ヨリ先キ貴国ニ滞在セル一独逸人ハ既ニ余ニ此書ヲ寄送セリ」という個所だ。

おそらくこの滞日ドイツ人は、独逸学協会学校教頭のゲオルク・ミヒャエリスである。彼は博士号の件で世話になったイエーリングに磯部の訳本を送った。だとすれば、ミヒャエリスは甘寝斎主人訳の『学士區令氏権利争闘

論』をも送り届けたにちがいない。これこそ「西」(Nischi)による一八八六年の、幻の日本語訳であった。

注

- (1) 「学士區合氏権利争闘論」、『独逸学協会雑誌』三〇号、一八八六年、一頁。
- (2) Rudolf von Jhering, Der Kampf um's Recht, 11. Aufl., hrsg. v. V. Ehrenberg, Tokyo, 1898, S. Vff. (Vorrede).
- (3) 日沖憲郎訳『権利のための闘争』岩波文庫、一九三一年、四頁(改訳版序)。
- (4) 大久保利謙編『西周全集』第二卷、宗高書房、一九六二年、七三一頁以下(解説)。同第一卷、一九六〇年、一一頁(総記)、にも同様の記述がある。
- (5) 小林孝輔／広沢民生訳『権利のための闘争』日本評論社、一九七八年、一二二頁(解説)。さらに、宮永孝『日独文化人物交流史—ドイツ語事始め—』三修社、一九九三年、一九一頁以下、も大久保説にしたがっている。
- (6) 山口迪彦「イエーリングと近代日本法思想(二)」、『名古屋音楽大学研究紀要』九号、一九八六年、三四頁。同「イエーリングと近代日本法思想(二)」同誌二二号、一九九一年、一一二頁。同「イエーリングと近代日本法学」『法政論集』二七号、一九九一年、四五頁。
- (7) 森林太郎「西周伝」、『鷗外全集』著作篇、第九卷、岩波書店、一九三七年、七頁。
- (8) 同書、八五頁。
- (9) 「明治十五年日記」、『西周全集』第三卷、一九六六年、四二七頁以下。大久保利謙は日記をもとに、「このイエーリングの翻訳が明治十五年の七、八、九月頃のものであることには誤りない」としているが、十月一四日の「従訳」もそのつぎである可能性が高い。同第二卷、七三〇頁以下(解説)参照。
- (10) Thomas Ellwein, Die deutsche Universität, Vom Mittelalter bis zur Gegenwart, 2. Aufl., Frankfurt am Main, 1992, S. 223f. 潮木守一『ドイツの大学—文化史的考察—』講談社学術文庫、一九九二年、二〇三頁参

照。

- (11) 中井晶夫も、学位取得にともなうミハエリスとイエーリングの関係を紹介したうえで、『独逸学協会雑誌』に掲載の「區令氏権利争闘論」を「ミハエリスの斡旋による」ものと推定している。中井「ゲオリク・ミハエリスと日本(1885-1922)」、『ドイツ語圏研究』六号、一九八八年、一七頁、および三二頁注(7)。同『ドイツ人とスイス人の戦争と平和——ミハエリスとニッポルト——』南窓社、一九九五年、一一三頁以下参照。
- (12) 「明治十九年日記」、『西周全集』第三卷、五四三頁。同年一月一六日の項には、「朝益森英亮協会校教師之事ニ付来ル、兼而辞職ノ事ヲ托ス」とある(同書、五三八頁)。このとき益森は訳稿の雑誌掲載を依頼したのかもしれない。ここにいる「協会校教師」とはミハエリスのことではないだろうか。なお、当時西は病気のため校務に耐えられず、翌年には校長職を辞し、代わって桂太郎が第二代校長になった。校長桂と教頭ミハエリスは、のちにそれぞれ日独の宰相となった。
- (13) 『西周全集』第二卷、七三〇頁(解説)参照。
- (14) 同書、七三二頁。
- (15) 宮永、前掲書、一九二頁も明治一五年説をとるが、ただし理由は明らかでない。
- (16) 「学士區令氏権利争闘論」、『独逸学協会雑誌』三〇号、一頁。
- (17) 『西周全集』第一卷、一九六〇年、六二七頁(解説)。
- (18) 同所。
- (19) 西は「理」を日本語では「事分り」と「言分り」、西洋語では“reason”と“law of nature”、あるいは“Vernunft”と“Naturgesetz”の相互連関のなかで考察してゐる。「尚白割記」、『独逸学協会雑誌』三〇号、一頁以下、四頁、六頁。
- (20) 『西周全集』第二卷、七三二頁(解説)。山口「イエーリングと近代日本法思想(一)」三四頁参照。
- (21) Jhering, *Der Kampf ums Recht*, 4. Aufl., Nachdruck, Darmstadt, 1963, S.1. vgl. *Der Kampf um's Recht*, 11. Aufl., S.1.
- (22) Jhering, *The Struggle for Law*, tr. by John J. Lalior, reprint, Westport/Connecticut, 1979. なお、小

林他訳『権利のための闘争』は、このレイラー訳にしたがって章分けをおこなっている。

(23) 「学士匯令氏権利争闘論」、『独逸学協会雑誌』第三三三号、一八八六年、二四頁以下。

(24) 同、二四頁。「」内は筆者による補記。

(25) Jhering, Der Kampf ums Recht, 4. Aufl., S. 58.

(26) イェーリングによれば、シャイロックの主張は、当事者の自由意思による契約である以上、主観的法(権利)を客観的法(判決)として確認してほしいとの請求であり、そのかぎりで合法的なものである。これに対して賢明なダニエル様と偽裁判官ポーシャの判決は、肉の切り取りは認めるがこの際に当然ともなう出血は容認しないというもので、形式論理に堕した「みっともない肩透かし、くだらない三百代言の手管」にはかならない。もちろん、この見解は同時代のコーラーなどにより厳しく批判されたが、イェーリングの基本的立場はのちの版に付せられた序文においても変わっていない。ただ新たな序文で気になるのは、コーラーの批判を意識しての、「私はまた『ペンデクテン教科書』にもとづく古い法学に浸り切っている」という弱気な一文である。これは「私は法律を要求します」というシャイロックの言葉にくらべると、いかにも後退して見える。そもそも当初のイェーリングは、『ヴェニス商人』につづけて、クライストの『ミヒヤエル・コールハース』を援用することで、権利にともなう実力行使さえをも肯定していたのではなかったか。Jhering, Der Kampf ums Recht, 4. Aufl., S. 59, Anm.; ders., Der Kampf um's Recht, 11. Aufl., S. XM (Vorrede). 村上淳一訳『権利のための闘争』岩波文庫、一九八二年、九六頁(注)、「二四頁(序文)」。この問題につき、村上『権利のための闘争』を読む。岩波セミナーブックス、一九八三年、七頁以下、七七頁以下参照。他に、小室金之助『法律家シェイクスピア』新潮選書、一九八九年、五一頁以下。勝本正晃『文芸と法律』国立書院、一九四八年、二六一頁以下。

(27) 柳父章『翻訳語成立事情』岩波新書、一九八二年、一七一頁。

(28) 福沢諭吉「内地旅行西先生ノ説ヲ駁ス」『明六雑誌』二六号、一八七五年。鳥海靖『明六雑誌と近代日本』下、日本

放送出版協会、一九九五年、一四〇頁参照。周知のように、西周も福沢諭吉も明六社の社員であった。

(29) 「学士匯令氏権利争闘論」、『独逸学協会雑誌』三〇号、一四頁以下。Jhering, Der Kampf ums Recht, 4. Aufl.,

S. 2.

- (30) 中世ドイツの教権と皇権の関係をめぐる、「西剣論」(Zwei-Schwerter-Lehre)もしくは「両権論」(Zwei-Gewalten-Lehre)に引き、堅田『歴史法学研究——歴史と法と言語のトリロジー——』日本評論社、一九九二年、二二頁以下参照。
- (31) 「学士団令氏権利争闘論」、『独逸学協会雑誌』三〇号、二〇頁。 Jhering, Der Kampf ums Recht, 4. Aufl., S. 5.
- (32) 日本語訳者のうち、日沖憲郎や小林孝輔は「法のための闘争」、村上淳一は「権利—法のための闘争」と訳すべきだといいつながら、結局は慣例にしたがって『権利のための闘争』としている。日沖訳、四頁(改訳版序)。小林他訳、一〇五頁(解説)。村上訳、一四三頁(解説)参照。そしてこの迷いは日本語訳だけの問題ではない。英語訳の場合も、レイラー訳は“The Struggle for Law”であるが、マシヤノムス訳は“The Battle for Right”となっている。
- (33) Franz Wieacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, unter besonderer Berücksichtigung der deutschen Entwicklung*, 2. Aufl., Göttingen, 1967, S. 452, 566. F. ヴァーファッカー『近世私法史——特にドイツにおける発展を考慮して——』鈴木祿弥訳、創文社、一九六一年、五四一頁、六七五頁。
- (34) 西周「理の字の説」、『西周全集』第一巻、五九八頁。
『百一新論』と〈哲学〉の関係につき、蓮沼啓介『西周に於ける哲学の成立——近代日本における法哲学成立のためのエチュード——』有斐閣、一九八七年、八〇頁以下参照。
- (35) 堅田「独逸学協会とドイツ法学——加藤弘之および穂積陳重との関連で——」、『比較法史研究』四号、一九九五年、三二—頁以下参照。
- (36) Kato Hiroyuki, *Der Kampf ums Recht des Stärkeren und seine Entwicklung*, Tokyo, 1893, S. 26f.
加藤弘之『強者の権利の競争』復刻版、日本評論社、一九四二年、一五六頁以下。
- (37) 加藤が依拠したのは、『法律における目的』第八章「社会の機構あるいは社会的運動の梃子」中の「動物と人間における強制を論じた部分である。そこにはこのような文章がある。「弱者の犠牲に立つ強者の生存、強者との競争による弱者の絶滅、これが動物界での共生の実態である。——最も強い者や最も力のある者の傍らでの最も弱い者や最も貧しい者の保護された生活、これが人間界での共生の実態である。」 Jhering, *Der Zweck im Recht*, Bd. I, Nachdruck,

- hsg. v. Christin Helfer, Hildesheim/New York, 1970, S.186f. イェーリング『法律目的論』上巻、和田小次郎訳、『早稲田法学』別冊、第二巻、一九三〇年、一五五頁。
- (38) Meyers gro. Ges. Konversations-Lexikon, 6. Aufl., Bd.10, Leipzig/Berlin, 1905, S.754. 『加藤弘之自叙伝』復刻版、大空社、一九九一年、六八頁参照。
- (39) Rudolf Stammeler, Rechts- und Staatstheorien der Neuzeit, 2. Aufl., Berlin/Leipzig, 1925, S.56. 田畑忍『加藤弘之』吉川弘文館、一九五九年、一一七頁参照。
- (40) 吉田曠一『加藤弘之の研究』大原新生社、一九七六年、七四頁。
- (41) 加藤弘之『人權新説』、『明治文化全集』第二巻、日本評論社、一九二七年、三七二頁。山口「イェーリングと近代日本法思想(一)」二八頁参照。
- (42) 穂積陳重『法律進化論』第一冊、岩波書店、一九二四年、二二三頁。
- (43) 穂積重遠『有関法学』一粒社、一九六〇年、七八頁。
- (44) 穂積陳重「権利競争論序」、『遺文集』第二冊、岩波書店、一九三二年、二九二頁以下。穂積重遠、前掲書、七九頁以下参照。
- (45) 穂積陳重は加藤弘之の「転向」を、学者の態度としては「天下後世の模範」として肯定的に評価した。また『法律進化論』の遺稿において、加藤の『強者の権利のための競争』を「強力説」の典型として紹介している。穂積『統法窓夜話』岩波文庫、一九八〇年、一四五頁以下。同『慣習と法律』岩波書店、一九二九年、二五六頁以下参照。にもかかわらず、穂積の立場は権利利益説であって、加藤の権利権力説よりは少しばかり近代的な装いを擬らしていた。もっとも、天賦人權説からみれば、両者の相違はニュアンスの差以上のものではないかもしれない。いずれもイェーリングの『権利のための闘争』の枠内に納まるにはちがいないのだから。
- (46) 山口「イェーリングと近代日本法思想(二)」一一〇頁参照。